

平成29年第13回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年12月11日(月) 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎 (会長)
内田 浩明 (副会長)
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
山中 一知
上田 清史

欠席委員 なし

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
議案第62号 荒廃農地の非農地化について
報告第41号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第42号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成29年第13回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題9件、報告6件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（貸出人）牛水の個人

（借受人）牛水の貸出人の子

（土地の所在地）牛水の畑、面積783㎡、外6筆、合計8,176㎡

（契約期間）平成29年12月12日より10年間

（貸出理由）農業者年金受給

（借受理由）経営移譲（再設定）

写真だけ撮ってきてますんで、写真だけ確認させていただきます。これがまず1筆目ですね。これは国道389号の牛水上のバス停の所ですね。きれいにしてある農地でした。それと2筆目ですね。これは牛水の浦川の圃場整備の西側の住宅街のほうですね。住宅に入った所の農地になります。きれいにしてあります。3筆目、これもすぐ近くの住宅街の中の農地です。それと4筆目と5筆目です。ここもですね、その牛水の圃場整備の西側、住宅に入った所ですね。同じくすぐ近くの所の農地になります。6筆目ですね。これは烏芋田の橋からちょっと北に行った所の圃場整備の中ですね。その所の農地です。キャベツですね、しっかり植えてある所でした。最後の筆ですね、中牟田ですね。中牟田だけんがちょっと西側になるですね、圃場整備のですね。ここもきれにしてある農地でした、問題ございませんでした。ここについては以上です。

受付番号2

（貸出人）牛水の個人

（借受人）熊本市中央区の貸出人の子

(土地の所在地) 牛水の田、面積 459 m²、現況畑、外 7 筆、合計 6,113 m²

(契約期間) 平成 29 年 12 月 12 日より 10 年間

(貸出理由) 農業者年金受給

(借受理由) 経営移譲 (再設定)

場所もですね、1 番目の所とですね、ほぼ変わらないというかその周辺に点在しているような農地ですので、写真だけでまた説明します。これは牛水上の公民館からちょっと北に行った所ですね、住宅街の中です。住宅街の中の農地で 2 筆あります。1 筆がここです。出入り口の所です。奥の所がもう 1 筆ですね。この 2 筆という形になってます。3 番目ですね、3 番目の牛水南烏芋田です。これも圃場整備の所ですね、烏芋田橋のすぐ近くです。ここで 2 筆になっております。それと次ですね。次の農地が北烏芋田、さっきキャベツ畑お見せしましたけど、先ほど出ましたキャベツ畑の所の西側の農地の 3 筆ですね。その農地になります。そして最後ですね、牛水上牟田、ここも圃場整備の所の農地です。

議長 同じような写真ですね。

事務局次長 もう近くの農地ばかりなんです。だれんがどこを撮っても似たような写真みたいなような感じの所です。基本的に写真見せましたけども、非常にきれいな農地でした。以上です。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 3 条の 使用貸借権設定 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、まとめて説明をお願いします。

委員 ええとですね、ここも今事務局の説明どおり農業者年金受給のための再設定です。何ら問題無いかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思えます。では続きまして議案第 58 号

農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 5ページ、議案第58号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(譲渡人) 牛水の個人外7名

(譲受人) 荒尾市の繊維業の法人

(土地の所在地) 牛水の畑、面積433㎡、外8筆、合計4,726㎡

(転用目的) 工場敷地の拡張、第3種農地で用途区域内農地

議長 ここまでは所有権移転ですけども、議案第60号にですね、使用貸借権で同じ場所が議案として出ておりますので、58号と60号と一括して説明をしていただいて、まあ場所的にも同じ所ですので委員説明も一括してお願いしていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

では60号もお願いします。

事務局次長 議長のご提案どおりですね、60号のほうも一緒に説明します。基本的に同じ転用になりますので。違うのが所有権移転と貸借権の違いということですよ。

事務局次長 9ページ、議案第60号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸渡人) 牛水の個人

(借受人) 荒尾市の繊維業の法人

(土地の所在地) 牛水の畑、面積690㎡

(契約期間) 平成30年1月10日～平成40年1月9日の10年
(転用目的) 工場敷地の拡張、議案第58号1号案件と同一案件、第3種農地で用途区域内農地

一応農地のほう確認してきました。写真ですけども、奥が農地で手前が工場です。で、ここのコンクリートが見えとる所がですね、前回転用で新しい工場敷地に拡張した所の場所です。

計画書のほうを見ていただいたらいいかと思えますけども、分かり難いので航空写真から説明しますが計画書をお開きください。計画書のほうがですね、今回は事業面積が第一海苔採苗場で900㎡、第二海苔採苗場で1,300㎡、網干場で1,030㎡、組み立て水槽保管所が800㎡、駐車場400㎡、転用面積が5,416㎡となっています。図面がちょっと見難いので航空写真から落としてきましたのがスクリーンに表示のとおりです。転用部分の北側の部分にちょっと水路が走っとんのですね。ここに車が通れるように橋を架けて通るようにするということで、ここが水路ですので土木課のほう、荒尾市の管理となっておりますので、今ここのほうの所の占用許可ですね、申請していただいているところです。で、土木課のほうに確認したら今のところ特に問題は無いということでした。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請及び農地法第5条の「使用貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では担当委員、説明をお願いします。

委員 同じ地区の委員1人と現地を確認して参りました。この図面の北のほうですね、こっちはもう耕作放棄地と言っていい程荒れてます。で、道もあんまり無いような所でした。こちらの図面下のほう、工場東側、この辺の所はきれいに耕作してありました。でも、この辺一帯3種の工業地域になっとつとですね、工業地域になっとっけん何ら問題無いかと思えます。で、この辺一帯を申請者に買っていただくのが一番いいかと思うような所でした。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

ではこの2件に関しては県に上げたいと思います。では続きまして議案第59号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 8ページ、議案第59号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸渡人) 一部の個人

(借受人) 熊本県菊池市の陸運業の法人

(土地の所在地) 一部の田、面積713㎡、現況畑

(契約期間) 平成29年11月25日～平成34年11月24日の5年

(転用目的) 駐車場、第3種農地で用途区域内農地

場所は国道208号線沿い、ラーメン店の北側の農地となっております。見た限り特に問題の無い所です。

事業計画のほうをご覧ください。申請人が荒尾の学校の送迎バスをしてらっしゃって、その送迎バス用の置場として、どうしても荒尾市に駐車場が欲しいと。ということで、今まで玉名のほうから出とったけん大変ということでですね、そこに一つ欲しいということで今回申請がありまして、まあバス5台分というところで。大規模な造成とかそういうのはございませんので、砂利敷きして駐車場として使いたいということでした。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では担当委員、説明をお願いします。

委員 あの、今説明のありましたとおりですね、譲受人が荒尾の学校のスクールバスとして駐車場を持つということで。場所的には国道に面していて非常に便利な土地でありまして、内容を知ってですね、5台位のバスをそこに駐車するというので。周りに公道に面して南側に会社の事務所があるということで。あと

農地等もございませんし、何ら支障無いと思います。よろしくおねがいします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

以後、賃貸借権と使用貸借権の権利形態の違いについて説明が行われた。

議長 では続きまして議案第 6 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第 6 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成 29 年 12 月 15 日の公告予定です。今回が 12 回目の利用権設定となっております。

別紙 1 ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定 10 年の田 1,255 m²、再設定 3 年の田 1,964 m²、利用権設定の合計が 3,219 m²、所有権移転の畑 989 m²、所有権移転の合計が 989 m²、今回の利用集積計画合計が 5,197 m²となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第 1 回からの累計で 380,509.29 m²となります。

1 件目

再設定です。

(借り人) 平山の個人

(貸し手) 平山の個人

(利用権を設定する土地) 平山の田、面積 489 m²、外 1 筆、合計 1,964 m²
利用目的は水稻、期間は平成 29 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までの 3 年間、総額米 60kg/年の賃貸借 (物納) です。

2 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 荒尾の個人

(利用権を設定する土地) 荒尾の田、面積 1,255 m²

農地中間管理機構による農地中間管理権の取得、期間は平成 30 年 2 月 1 日から平成 37 年 12 月 31 日までの 7 年 11 ヶ月間、使用貸借です。

3 件目

所有権移転です。

(譲受人) 牛水の個人

(譲渡人) 大牟田市の個人

(所有権を移転する土地) 水野の畑、面積 989 m²

利用目的は野菜、総額 35 万円です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では議案第 6 1 号を終了したいと思います。続きまして議案第 6 2 号、荒廃農地の非農地化について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第 6 2 号、荒廃農地の非農地化についてです。

別紙をご覧ください。平成 2 9 年度非農地化対象農地と書いてある資料です。非農地化の現地確認ではお世話になりました。今回の非農地化の内訳ですが、1 7 の大字で計 1 2 5 筆、95,524 m²が今回の非農地として上がった所でございます。詳細のリストについては次のページから一覧で表示しております。各農業委員さんと推進委員さんに、担当の地区を回ってチェックしてもらったんですけども、これに関して特に問題無ければ、今回非農地として所有者の人に非農地通知を送るものとなっております。以上です。

議長 ただ今説明がありましたが、この件につきまして如何でしょうか。この

中で非農地化しちゃいけないというような所は含まれておりませんか？

各委員 無言

議長 では、この件に関してよろしいでしょうか。

— (「はい」の声あり) —

議長 ではこの対象地で地権者の方に非農地通知を送りたいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第41号から報告第42号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

委員 農地の集積とか何とかありますですね。それは主に推進委員の仕事だとか何とか書いてあるし、貸したい方と借りたい方を県の機構とかが仲介するとか、それを農業委員会でもしてるのかは知りませんが、ここに集積の中で色々、今年1月からどれだけまとまったとかというのは、そういう申請(農地意向カード提出など)あたりを、売りたい・買いたいという申請あたりをしていたことのトータル的な数字がここ(荒尾市農用地利用集積計画・別紙)に書いてある面積とかということですか？

以降、農地の貸借における適用法例と法例による手続き及び法律上の効力等の違い、農地中間管理機構外農地集積への取り組み内容、関連する統計データの内容等について情報交換が行われた。

議長 ほかにございませんか？

— (「なし」の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カードについて
- 定例会資料の回収について(回収する資料の説明)
- 農地ナビの利用方法について

- 農業委員会手帳の配布について
- 農業委員会全体研修会の案内について
- 若手農業者と農業委員会の意見交換会について

議長 それでは、これをもちまして平成29年第13回定例会を終わります。

閉会：11時30分